2022 年 4 月 1 日
四 国 労 働 金 庫

「四国労働金庫における女性活躍推進法に基づく事業主行動計画」

女性職員が就業を継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．行動計画期間
2022 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日

２．当庫の課題
（１）管理職に占める女性割合を高める
（２）労働者の残業時間数の乖離率の改善

３．目標と取組内容

〔目標　1〕
管理職に占める女性の割合を 30%にする。

〈取組内容〉
- 2022 年　4 月～　労使共同で、育児休職中の職員に対して、オンライン等を活用した「意見交換会・研修会」を実施する。
- 2023 年　4 月～　女性の活躍、育児・介護と仕事の両立等、女性に関する取組みを強化する為のチームの発足を検討する。
  女性職員のキャリア意識醸成および管理職養成を目的とした研修会の開催を検討する。

〔目標　2〕
全ての職員が仕事と生活の調和がとれた働き方や暮らしができ、生き活きと働ける職場環境に向け、各部店（ブロック店）の業務平準化に取り組み、時間外労働の最高時間と最低時間の乖離率を 2021 年度の期中実績比で 10%改善する。

〈取組内容〉
- 2022 年　4 月～　・平均残業時間数の削減に向け、庫内報・庫内メール、全店・合同・地区店長（戦略）会議等で周知する。
  ・ 第 1 段階として、雇用区分ごとの乖離削減に取りくむ。
- 2023 年　4 月～　・ 第 2 段階として、全職員の乖離幅削減に取りくむ。

以上